

の確保、②ユニバーサル・セキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサルサービスの確保、④業務的課題等について検討を行った上で全面自由化を実施することが適当であるとされ、新制度施行から更に二年を経経過した平成十九年四月頃を目途に全面自由化の実施について検討を開始することとされた。平成十五年改正法附則にも「この法、施行後三年を経過した時点における施行状況を勘案し、必要に応じて制度を改訂することを求める。」。

第二章 電力安全規制の見直しの概要

電気工作物に係る安全確保システムは、昭和三十九年に制定された電気事業法を中心とし、電気工作物そのものの技術基準適合性を設置者に義務付けることにも、工事計画の審査、使用前検査、運転開始後の定期検査といった多段階にわたる国による直接的な関与を位置付けた仕組みとなっていた。法制定当時は相当数の電気事故が発生する中、電気設備の大容量化、社会生活の複雑化・高度化に伴う安全水準の向上に対する社会的要請の高まり等を背景に規制体系が確立されたが、これらの安全規制は、それ以降の事故の未然・再発防止の観点から重要な役割を担ってきたものと考えられる。

自己責任の明確化による保安規制の合理化（平成七年電気事業法改正）

その後、安全状態の向上等を踏まえ、原子力発電設備を除き、平成七年には、電気事業法は他法令に先駆けて自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行った。具体的には、設置者等による自主的な保安確保を前提に、審査や検査といった国が直接関与する範囲を大幅に縮小するとともに、工程中検査や定期検査についても、記録による確認を大幅に取り入れる等の改正を行った。

発電所固有の環境影響評価の手法を規定（平成九年電気事業法改正）

平成九年に、環境影響評価法が制定されるに当たって、発電所固有の手法を電気事業法で規定するための法改正が行

われた。

我が国においては、昭和四十七年六月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、各公共事業を所掌する行政機関に対し、「あらかじめ、必要に応じて、環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づき「所要の措置」を取るように指導することとし、これにより本格的な環境影響評価に関する取組が始まった。発電所の環境影響評価については、通商産業省は昭和五十二年に「発電所の立地に関する環境影響調査および環境審査の強化について」を省議決定し、発電所の環境影響評価制度の構築・充実を図ってきた。また、昭和五十九年八月「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、政府として統一的なルールに基づき環境影響評価が実施されることになり、発電所については当該閣議決定の趣旨を踏まえつつ引き続き省議決定に基づき環境影響評価（以下「省議アセス」という。）が行われてきた。その後、平成六年十二月の環境基本計画における「内外の制度の実施状況等に関し、関係省庁一体となって調査研究を進め、その結果等を踏まえ、法制化も含め所要の見直しを行う」との政府方針が示され、それに沿って「環境影響評価制度総合研究会」が設置され、平成八年六月に「環境影響評価制度の現状と課題について」と題する報告書がとりまとめられた。平成八年六月には中央環境審議会に対し「今後の環境影響評価制度の在り方について」が諮問され、環境影響評価制度の法制化について審議がなされ、平成九年二月の答申を受けて、平成九年六月に「環境影響評価法」が制定された。

この「環境影響評価法」の制定に伴い、発電所の環境影響評価も同法の対象となったが、過去二十年間、電源立地の円滑化のため、通商産業省の省議アセス制度において、手続の各段階から国が監督指導し、十分な実績を上げてきている。

イ 民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つという特殊な性格を有するものであるの理由により、環境影響評価法の規定する手続に加えて、手続の各段階で国が関与する特例を設けるよう平成九年に電気事業法が改正され、平成十一年六月の環境影響評価法全施行と同日付で施行された。新制度の発電所に係る環境影響評価の手続において、一般ルールについては環境影響評価法で規定し、発電所固有の手続については電気事業法で規定している。

図1に環境影響評価法及び電気事業法における発電所に係る環境影響評価の手続のフロー図を示す。なお、環境影響評価の手続を要する第一種事業、第二種事業の発電所の規模は以下のとおりである。

第一種事業		第二種事業	
水力発電所	3万kW以上	2・25万kW以上3万kW未満	
火力発電所	15万kW以上	11・25万kW以上15万kW未満	
地熱発電所	1万kW以上	0・75万kW以上1万kW未満	
原子力発電所	全て		

また、以下に発電所の固有の手続を示す。

- ① 第一種事業の判定に当たり、簡易な環境影響評価の実施
- ② 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載した書類（環境影響評価方法書）に対する経済産業大臣の勧告
- ③ 対象事業に係る事業計画、環境の現況、環境保全対策、環境への影響の予測・評価等を記載した書類（環境影響評価準備書）に対する経済産業大臣の勧告

④ 環境影響評価書に対する経済産業大臣の変更命令

⑤ 環境影響評価準備書・環境影響評価書に勧告・変更命令の内容を記載

⑥ 環境影響評価結果の工事計画の認可(届出)要件化

⑦ 発電所の設置又は変更の工事のみならず、維持及び運用における環境保全の適正な配慮

三 官民の役割分担を見直した合理的な電力安全規制システムの構築(平成十一年電気事業法改正)

現在、技術進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上している。一方、これからの我が国社会は国際的に開かれ、自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされることとも、経済構造改革を推進するため、民間能力を活用し、市場が健全に機能するための環境整備が必要とされている。こうした状況下において、安全規制についても、基準・認証制度全体の見直しの中で、自己責任を原則として、国の関与を必要最小限の範囲・内容とすること等の統一的な観点から、制度の点検が行われた。電力安全分野においても、基準・認証制度全体の見直しや電気事業規制見直しとの整合を図りつつ、安全レベルを維持あるいは向上させることを大前提に、新たな電力安全確保システムの在り方について検討を行うべく、産業界等関係会・基準認証部会及び電気事業審議会基本政策部会の下に電力安全問題検討合同小委員会が設置され、平成十年十月から議論が重ねられた。その際、近年重要性を増しつつある政策決定過程の一層の透明化を図る観点から、多様な意見を電力安全問題検討合同小委員会における検討に反映させるためパブリックコメントの募集が行われた。これらを踏まえ、下記を主たる内容とする電気事業法の改正が行われ、平成十一年八月に可決成立した。

(1) 政府認証から自己確認への移行

原子力発電設備を除く事業用電気工作物については、工事計画認可を廃止(届出化)する。また国による使用前検査・接続検査(原子力発電設備に係るものを含む)、定期検査を廃止し、技術基準への適合確認を設置者がみずから行うこととを基本とする。設置者に対し、検査記録の作成・保存を義務付ける(法定自主検査化)。

(2) 事業用電気工作物設置者における自主検査の実施に係る体制について審査する仕組の導入

法令上検査記録の作成・保存が義務付けられる事業用電気工作物の設置者に対し、当該電気工作物に係る自主検査の実施に係る体制について、国が行う審査を受ける義務を課す(安全管理審査制度の創設)。当該審査については、それぞれの設置者の自主検査の実施に係る体制(組織、検査の方法、工程管理等)に応じて、国による審査頻度に差を設ける等、設置者の安全性の向上に向けた取組を促す仕組とする。

(3) 指定代行機関の活用及び民間企業の参入

安全管理審査については、その業務を国が指定する指定代行機関(指定安全管理審査機関)に行わせることができるものとする。また、その業務を行う指定安全管理審査機関及び一般用電気工作物に係る調査を行う指定調査機関等については、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする。

この法律改正に伴い、特に、新たに創設された安全管理審査制度の詳細設計を行うため、電気事業審議会基本政策部会の下に電力安全問題検討小委員会が設置され、平成十一年九月から審議が行われ同年十二月に報告が取りまとめられた。この報告を受けて平成十二年六月に関係政省令の整備がなされ、平成十二年七月一日に改正電気事業法が施行された。

2005年版

電気事業法の解説

平成17年8月25日発行

定価：本体 3,300円(税別)

編集：資源エネルギー庁電力・ガス事業部
原子力委員会・保安院

発行：財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9

電話 出版 03(3535)3051

発発 03(3535)4882 FAX 03(3535)4884

(取扱 官報販売5114)

落丁・乱丁はお取替いたしません。(印刷・製本 虫食部印刷)

ISBN4-8065-2733-5 (127085)